別記様式第２号（第６条関係）

第　　号

意見聴取結果調書

年　　月　　日

国家公安委員会　　殿

警察庁長官

件　名（　　）
参集日時　　年　　月　　日
参集場所

担当審査専門委員氏名	参　集	意見書の受理年月日	説明要求等
	出　欠	年　月　日	有　無
	出　欠	年　月　日	有　無
	出　欠	年　月　日	有　無
	出　欠	年　月　日	有　無
	出　欠	年　月　日	有　無

意見の概要

添付書類目録		
	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

備考

備考　１　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
　　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［様式を加える。］

附　則

この規則は、平成二十八年四月十五日から施行する。

告　示

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十七年財務省・農林水産省・経済産業省告示第九号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十八年四月十四日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　災害等に係る事案（第九条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口に係る事案

三　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口

ロ　デフレ脱却等特別相談窓口